

会社のビタミン・ん～～なるほど通信

平成29年11月号VOL. 93

多趣味・多芸・多才で遊び上手なタレントの所ジョージさんは愛妻家としてもよく知られています。自分の妻のことを悪く言ったことがなく、常にほめているのは有名な話です。「俺が選んだ奥さんを悪く言うほうがおかしいでしょ！」とのことです。11月22日は「いい夫婦の日」。たまには夫婦でほめ合ってみませんか。

トレンドを斬る!

ナッツやドライフルーツなどの間食をとることで極端な空腹やドカ食いを回避する「ヘルシースナッキング」は米国が発祥で、

日本でも広まりつつある食習慣です。小腹を満たすチョコやビスケットなどの菓子類に加え、より健康的な生鮮スナックとして生のベビーキャロットまで販売されています。本格的なフレーバーのビーフジャーキーは高タンパク質なミートスナックとして幅広い年齢層に好評だとか。従来にはなかった新たな習慣として健康間食ブームは躍進中です。



● 365日が楽しくてたまらない!「商売のヒント」●

今月の商売のヒント:【「ぶれない信念」という信念】

会社というのは与えられた仕事を単にこなす場所ではなく、その人の夢や信念を果たす場所なのです——。ザ・リツ・カールトン・ホテルの創業に参画したホルスト・シュルツ氏の言葉です。信念は成功に欠かせない要素だと昔からよくいわれます。経営者セミナーに参加したS氏もその場で信念の重要性をたたきこまれ帰宅後、すぐ毛筆で「ぶれない信念」と書いて壁に貼り、毎朝毎晩「ぶれない信念」と胸に刻んでいたそうです。しばらくして同窓会に参加したS氏は、懐かしいクラスメイトたちに「やっぱりね、商売は信念が大事なんだよ」と熱く語っていたところ、その中の一人からこんな質問を受けたそうです。



「ところで、お前の信念って何?」「おっ、いい質問だね」張り切って答えようとしたS氏ですが、なぜか言葉が続きません。そのとき初めて気が付きました。肝心の信念が・・・ない!「ぶれない信念」のインパクトが強烈だったのか、「ぶれない信念」という言葉自体が信念になってしまい、肝心の信念の中身がカラッポだったのです。



こういう人いるいる!と言いたいところですが、実は誰にでもよくあることなのです。朝礼で「今は大変な時期ですが、この状況から決して逃げ出さず、信念を持って努力を続ければ必ず道は開けると信じています」と社員を鼓舞する社長。わが社の信念、自分の信念、ちゃんと理解して話しているでしょうか。その信念を社員と共有できていますか。「よし頑張るぞ!」「何を?」「何だっけ?」みたいなことになっていないでしょうか。元リコー会長の桜井正光氏もかつて「トップが何事かを決断する場合、情熱と信念を持って自分の考えを説かなければ人はついてこない」とおっしゃいました。欧州でのビジネス経験が長かった桜井氏は「環境への配慮は企業の競争力強化につながる」との信念を持つようになり、その信念のもとで環境経営を加速したそうです。「ぶれない信念」が信念になっていないか今一度、自分と向き合ってみたいですね。

今さら聞けない 経済用語

【今月の教えてキーワード：インフルエンサー】

他者や世間に影響を与える人のこと。SNSやブログ、動画を活用して個人が情報を発信できるようになったことで、近年では特に消費行動において強い影響力を持つ人物としてインターネットマーケティングの分野で多く用いられる。人気タレントやモデル、感度が高い一般人などの発信力を利用し、商品に関する記事や動画、クチコミの投稿を通じて自社の認知向上やブランド戦略、売り上げ拡大につなげる企業も多く出てきている。

今を生きる
先人の言葉

すべて現実なのだと
想像できることは

スペインの世界的な画家・彫刻家であるパブロ・ピカソの言葉。頭の中に鮮明にイメージできたことは、すでにその時点で具現化に向けて走り始めているのだろう。

知つとこ！「税務のマメ知識」

【次のケースで贈与税がかからない方法とは？】

「結婚して30年以上が経ちます。結婚当初に購入した現在の住まいは古い古くなり、あちらこちらで修繕が必要になってきました。



そのためこの機会に、建て替えをしようと思っています。資金については私の退職金を利用するつもりですが、建物の所有権登記では妻にも2000万円程度の持分を持たせたいと思っています。

このような状況ですが、贈与税がかからない方法はないものでしょうか？」といったご質問がありました。結論から言いますと、今回のご質問者の場合は「贈与税の配偶者控除」という特例を適用すれば贈与税はかかりません。これは婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、基礎控除110万円のほかに最高2000万円までの控除（配偶者控除）ができるという特例です。ただし、同じ配偶者からの贈与については、一生に一度しか適用を受けることができません。また日本国内にある居住用不動産が対象になるため「海外移住をするため海外での住まい購入の際に利用する」ということもできません。その他には、贈与税はかかりますが不動産取得税や登録免許税はかかります。また建物の持分により相続時的小規模宅地等の特例や、譲渡時の居住用財産の3000万円特別控除等を利用する際の適用要件に影響しますので注意が必要です。

トナリの 本棚



【すごいストレッチ】

イラスト付きでイメージが湧きやすく、簡単にその場でできるストレッチの解説本です。なぜ肩や首が凝るのか？ストレッチで筋肉や血流にどんな変化が起こるのか？など、楽しい
イラストで分かりやすいので、
一家に一冊あると重宝します。

元気と氣づきを提供する

豊島区池袋の佐藤茂税理士事務所

豊島区池袋2-60-7 ルート池袋第3ビル4階

電話：03-3988-8820 FAX：03-3988-8824

<http://www.satousigeru.jp>

mail：info@satousigeru.jp